

○那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和5年12月25日

条例第53号

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。))その他の法第78条の2の2第2項及び第78条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。))において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第67条第1項、第93条第2項及び第175条第1項中「浴室」とあるのは「浴室、地域交流室」と、基準省令第112条第3項中「浴室、」とあるのは「浴室、地域交流室、」とする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第4条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の10の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。))又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。))であってはならない。

2 指定地域密着型サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。